

在宅医療における「局所陰圧閉鎖療法」の適正使用に係る適正使用指針の策定について
(追記変更のご連絡)

一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 貴志 和生

上記に対して、日本形成外科学会として、在宅医療における「局所陰圧閉鎖療法」の適正使用に関して検討し、下記の適正使用指針を策定致しました。

< 適応 >

外傷性裂開創（一次閉鎖が不可能なもの）
外科手術後離開創・開放創
四肢切断端開放創
デブリードマン後皮膚欠損創

< 禁忌 >

悪性腫瘍がある創傷
臓器と交通している瘻孔・及び未検査の瘻孔がある創傷
陰圧を付加することによって瘻孔が難治化する可能性のある創傷（髄液瘻や消化管瘻、肺瘻など）
痂皮を伴う壊死組織を除去していない創傷

< 実施者要件 >

医師又は訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したもの、もしくは日本看護協会が定める皮膚・排泄ケアに関する認定看護師教育過程を修了した者に限る）

日本在宅医療連合学会の認定教育制度を修了した者

< 実施に関する留意事項 >

訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したものに限る）が当該材料を使用して処置を実施する場合には、創傷治療および陰圧閉鎖療法の十分な経験のある医師（形成外科専門医等）の指示の下で実施し、当該医師と十分な連携を図ること